

国総貨複第201号
平成15年3月18日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
各地方運輸局海事振興部長
神戸運輸監理部海事振興部長
沖縄総合事務局運輸部長

あて

総合政策局複合貨物流通課長

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

貨物運送取扱事業法の改正に伴い、同法第55条第1項に基づく貨物利用運送事業報告規則（以下単に「報告規則」という。）が改正され、運賃及び料金については事前届出制から報告規則による届出書の提出となった。当該制度が平成15年4月1日から施行されることに伴い、今般、次のとおり報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について定めたので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達は、平成15年4月1日以降適用することとし、これに伴い「鉄道に係る貨物運送取扱事業の運賃及び料金の届出、約款の認可等の処理について」（平成2年11月26日貨複第115号）、「自動車に係る貨物運送取扱事業の運賃及び料金の届出、約款の認可等の処理について」（平成2年11月26日貨複第129号）、「内航海運に係る貨物運送取扱事業の運賃及び料金の届出、約款の認可等の処理について」（平成2年11月26日貨複第130号）、「外航海運に係る貨物運送取扱事業の運賃及び料金の届出、約款の認可等の処理について」（平成2年11月30日国海第219号・国外第1371号・貨複第136号）、「航空に係る貨物運送取扱事業の運賃及び料金の届出、約款の認可等の処理について」（平成2年11月30日貨複第135号）及び「宅配便事業に係る利用運送事業の運賃及び料金の届出、約款の認可等の処理について」（平成7年3月31日貨複第175号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

[貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について]

1 運賃料金設定（変更）届出書の趣旨

今般の法改正により、貨物利用運送事業の運賃・料金については、法律上の届出義務はなくなるが、国土交通省として、事業活動やサービス等市場における取引の実態を把握することは、事業の健全な発達を促進する観点から不可欠であることに加えて、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合には、事業改善命令を発出してこれを是正することとしていることもあり、実勢の運賃・料金の把握に努める必要があるため、今般、報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の提出を貨物利用運送事業者に求めることとした。

なお、鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）（以下「改正法」という。）の国会審議においては、衆議院及び参議院国土交通委員会において、運賃料金についての正確な実態把握に努める旨の附帯決議がなされており、これらの決議を十分踏まえ、取り扱うこととされたい。

2 運賃料金設定（変更）届出書の提出の方法等

（1）運賃料金設定（変更）届出書について

（ア）運賃及び料金を設定又は変更した者は、報告規則第3条の規定に基づき、当該運賃及び料金の設定又は変更の実施の日から30日以内に、様式に従い、次の①から④までの事項を記載した届出書を提出することとする。

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送機関の種類

③ 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

④ 設定又は変更の実施の日

（イ）（ア）②に規定する利用運送機関の種類は、第一種貨物利用運送事業については外航海運、内航海運、航空貨物運送、鉄道貨物運送、貨物自動車運送とし、第二種貨物利用運送事業については外航海運、内航海運、航空貨物運送、鉄道貨物運送とする。

（2）運賃料金設定（変更）届出書の提出を要するもの

報告規則第3条第3項に規定する貨物利用運送事業を営む者は運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよいこととされている。

従って、届出書の提出を要するものは、航空運送、鉄道運送及び貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業並びに外航運送及び内航運送に係る貨物利用運送事業のうち、貨物定期航路事業者が行うコンテナ等の貨物の運送に係るものについての運賃及び料金であるので留意されたい。

（3）届出書の提出先

運賃料金設定（変更）届出書は、報告規則第3条の規定に基づき提出先が定められているが、宛先については、内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業は地方運輸局長（内航運送に係るものについては神戸運輸監理部長、

沖縄にあっては沖縄総合事務局長を含む)とし、それ以外は国土交通大臣とする。

(4) 届出書の受付及び受理並びに進達

運賃料金設定(変更)届出書の受付及び受理並びに進達については、別途課長通達等で指示するものとする。

3 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。

(1) 共通事項

- ① 貨物利用運送事業者が荷主から収受する運賃及び料金は、原則として、実運送事業者を支払う運賃及び料金に貨物利用運送事業者の取扱手数料(第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。)を加算した額とする。
- ② 幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
- ③ 運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていなければならないこととする。
- ④ 附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。

(2) 内航海運

- ① 港湾運送事業者を支払う港湾運送料金に係る料金は、届出の対象としないものとする。
- ② 内航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。

(ア) 航路別・品目グループ毎に(例:家電製品、精密機械、自動車部品等)主要物品とその他の物品に分けて重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。なお、自動車航送をする貨物定期航路に就航する船舶(いわゆる貨物フェリー)を利用する貨物利用運送事業にあっては、シャーシ単位、コンテナ単位等利用する船舶の船型及び運航形態に応じた基本運賃を設定し、その適用方法を明示すること。

(イ) 陸上輸送の一貫として、別に利用運送契約を締結せず、旅客フェリーを利用する場合、当該運送は内航運送に係る貨物利用運送事業に該当しないため、運賃料金の届出は不要である。

(3) 外航海運

- ① 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、port to port又はdoor to portのものとする。(シー・アンド・エア、シベリア・ランド・ブリッジ等にあっても同様。)また、港湾運送事業者に支払う港湾運送料金に係る料金は、届出の対象としないものとする。
- ② 外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。
 - (ア) 航路別品目・グループ毎に(例：家電製品、精密機械、自動車部品等)主要物品とその他の物品に分けて、重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。
 - (イ) 主要仕向地の運賃を届け出ることとし、同運賃であれば複数の仕向地を一括して届け出。主要仕向地でない仕向地の運賃は、その算定の考え方を記載すること。
 - (ウ) 運賃は円建てのほか、ドル建てでもよい。
 - (エ) BAF、CAF、CFSチャージ等のサーチャージは、基本運賃のほかに別途実費徴収する旨の記載でよい。

(4) 航空貨物運送

航空運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、国際一般混載、国際宅配便、国内一般混載及び国内宅配便とする。

① 国際一般混載の運賃及び料金

国際航空運送部分に係る利用運送の運賃及び料金に仕立地における集貨料及び仕向地における配達料を加算したものとする。

この場合、仕立地における集貨料は、当該区域における航空貨物を地上運送する場合の運賃料金であり、仕向地における配達料は、当該仕向国のトラック運賃料金である。

② 国際宅配便の運賃及び料金

国際宅配便とは、各種書類又は少量貨物等の運送について航空を利用した国際間のdoor to doorの輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は、口数又は個数を単位とし、国際貨物利用航空混載運賃及び料金とは別に国際宅配便のみに対して適用する運賃制度として一貫した運賃及び料金としたものである。

③ 国内一般混載の運賃及び料金

運賃及び料金の構成については、国際一般混載の運賃及び料金と同様であるが、集貨・配達料は、ともに国内で航空貨物を地上運送する場合の運賃及び料金である。

④ 国内宅配便の運賃及び料金

国内宅配便とは、重量30キログラム以下の一口一個の貨物の運送について航空を利用した国内のdoor to doorの輸送サービスで、特別の名称を付したものをいう。その運賃及び料金は原則として個建制とし、重量又は容積及び地帯に応じ

た確定額とする。重量区分又は容積区分及び地帯区分は、事業者の任意とするが、利用者にとって分かりやすいものでなければならないこととする。（地帯の範囲は例えば都道府県単位により明らかにさせることとする。）運賃の額は、貨物の重量又は容積、輸送距離及び所要時間に対応したものとす。

(5) 鉄道貨物運送

- ① 鉄道運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の種類については、コンテナ貨物、車扱貨物、混載貨物、荷物等、従来の扱別による運賃及び料金とする。
- ② 鉄道運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。

(ア) 運賃

運賃は、重量、口建制又は個建制とし、輸送貨物の距離に応じたものとす。

(イ) 料金

料金は、運賃により一律に収受しがたい運送サービスについて設けることができるものとするが、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければならないこととする。

(6) 貨物自動車運送

貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の種類、適用方法については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年国自貨第85号）に定める貨物自動車運送事業者等の運賃及び料金の種類並びに適用方法に準じたものとす。

(7) その他

その他、上記(2)から(6)までに掲げる運賃及び料金の種類に該当しない場合には、その運賃及び料金の種類を記載すること。

4 改正前に届出された運賃及び料金の取扱について

改正前に届出された運賃及び料金については、改正法附則第8条により、貨物利用運送事業法により届出したものとみなされるため、改正前に届出した運賃及び料金に変更がない場合は、新たに運賃料金設定（変更）届出書の提出は要しないものとする。

5 港湾運送業務との関係について

港湾運送業務及び港湾運送業務を委託する行為は、貨物利用運送事業から除外されているので、貨物利用運送事業者が、自ら港湾運送業務を行うか又は港湾運送事業者に委託する港湾運送業務に係る料金は、本法の届出の対象とならない。

貨物利用運送事業者が自ら港湾運送業務を行う場合、又は、港湾運送事業者が貨物利用運送事業者の委託を受けて港湾運送業務を行う場合に収受すべき港湾運送料金は、港湾運送事業法の規定に基づき設定された料金でなければならないことから、貨物利用運送事業者が、荷主から港湾運送業務に係る料金を収受する場合は、当該料金に手数料を加えたものを収受することとなる。

(様式)

事業者番号	
-------	--

年 月 日

あて

住 所
事業者名
代表者名 (役職名及び氏名)
電話番号

運賃料金設定 (変更) 届出書

貨物利用運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運賃及び料金を設定 (変更) しましたので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称
住所
代表者名 (役職名及び氏名)

2. 設定 (変更) した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類

貨物利用運送事業の種別
利用運送機関の種類

3. 設定 (変更) した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類
運賃及び料金の額
適用方法

4. 設定 (変更) の実施の日